

ガス燃料又は低引火点燃料を供給する場合の燃料油供給証明書の交付等について

経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部

1. 対象事業者

- ・ 国際航海に従事する総トン数 400 トン以上の船舶に使用されるガス燃料又は低引火点燃料を船舶に供給する事業者（以下「燃料供給事業者」とする。）。

2. 燃料油供給証明書の交付

- ・ 燃料供給事業者は、燃料を使用者に供給するときは、当該使用者に対し、当該燃料に関する燃料油供給証明書を交付する。
- ・ 燃料油供給証明書には、次の事項を記載する。記載事項は、英語、フランス語又はスペイン語により記載する。
 - ① 当該船舶の燃料を受け入れた船舶の名称及び国際海事機関船舶識別番号
 - ② 当該船舶の燃料を供給した場所
 - ③ 当該船舶の燃料の供給開始日
 - ④ 当該船舶の燃料供給事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあっては代表者の氏名及び当該船舶の燃料の販売を行う事業所の名称、所在地及び電話番号
 - ⑤ 当該船舶の燃料の製品名
 - ⑥ 当該船舶の燃料の供給量
 - ⑦ 任意の測定方法による当該測定時の温度及び密度
 - ⑧ 任意の測定方法による硫黄分濃度又は硫黄分濃度が 0.001% m/m 未満である説明
 - ⑨ 無機酸を含まないことその他 MARPOL 条約附属書 VI 第 18 規則 3 に適合している旨の宣言及び燃料供給事業者の署名

3. 燃料油供給証明書の写しの保管

- ・ 燃料供給事業者は、船舶の燃料の販売を行う事業所ごとに、燃料油供給証明書の写しを備え、3 年間保存する。

(参考) MARPOL 条約附属書 VI 第 18 規則 3

- 3 この附属書が適用される船舶に供給され、船上で使用される燃料油は、次の要件を満たすものとする。
 - (a) (b)に規定する場合を除くほか、燃料油は、
 - (i) 石油を精製することによって得られる炭化水素の混合物とする。ただし、性能の一部を向上させることを目的とした少量の添加剤の混入は、妨げられない。
 - (ii) 無機酸を含んではならない。
 - (iii) 次の添加物質又は廃化学物質を含んではならない。
 - (1) 船舶の安全性を害し又は機関の性能に悪影響を及ぼすもの

- (2) 乗組員に有害であるもの
- (3) 全般的に更に大気汚染を進行させるもの
- (b) 石油を精製すること以外の方法によって得られる燃料油は、
 - (i) 第 14 規則に定める硫黄の含有率を超えてはならない。
 - (ii) 第 13 規則 3、4、5.1.1、7.4 に定める窒素酸化物の排出の範囲を超えることとなつてはならない。
 - (iii) 無機酸を含んではならない。
 - (iv) 次のものであつてはならない。
 - (1) 船舶の安全性を害し又は機関の性能に悪影響を及ぼすもの
 - (2) 乗組員に有害であるもの
 - (3) 全般的に更に大気汚染を進行させるもの